埼玉県の後援等に係る誓約書

令和　年　月　日

埼玉県知事

団体名

所在地

代表者の職・氏名

電話番号

埼玉県の後援を受けるに当たっては、下記のとおり遵守します。

記

１　事業が終了した場合には、３０日以内に事業実績報告書、収支報告書及び実施状況が分かる書類を提出します。

２　書類の提出について遅延が見込まれることが発生した場合は、あらかじめ県の担当者まで報告します。

３　事業実施報告書等の提出の大幅な遅れ等があった場合、次回以降の大会の後援を県が承認しない場合があることに同意します。

以上